平成３０年（フ）第３号
兵庫県明石市大久保町江井島589番地、前住所兵庫県明石市大久保町西島406番地の１　フォーレス・イン西島Ａ－201号
債務者　創盟塾こと　仲西　　強
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第５号
山口県岩国市平田１丁目２番13号、前住所広島県広島市南区東本浦町５番７－102号
債務者　村中　麗美（旧姓末本）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第９号
山口県岩国市由宇町南２丁目７番７号203
債務者　村上　翔太
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１４６号
山口県下関市椋野町３丁目25番21号　ヴィルセイン椋野Ｂ棟　205号、前住所山口県下関市春日町４番７号、前々住所山口県下関市上田中町５丁目８番10号　昭和荘　12号
債務者　スキルテックこと　木下　　亮
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
佐賀県唐津市相知町黒岩559番地
債務者　渡辺　妙子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第９号
青森県平川市本町平野43番地９　奈良アパート５号
債務者　赤平　誠一
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２８号
神奈川県平塚市横内4353番地の５　プルミエールＳ105号
債務者　藤本　勇輝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５１号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋789番地の２
債務者　青木　勇二
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６４号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目51番11－101号　ＰＡＮ、前住所神奈川県横浜市神奈川区羽沢町553番地２
債務者　竹ケ原弘拓
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７６号
神奈川県秦野市曽屋5836番地の１　コンフォース　101号、前住所神奈川県秦野市曽屋3578番地の２　ル・ラゴン　209号
債務者　安田　愛香
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８５号
神奈川県平塚市東八幡１丁目４番16号
債務者　石塚　波恵
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９４号
神奈川県足柄上郡松田町寄1701番地１
債務者　星野　富之
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目５番５号、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目８番30号
債務者　関　　伸子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２４号
千葉県柏市逆井１丁目11番21号　リ・ファインパレスＢ－203号
債務者　渡邊　美子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３８号
千葉県鎌ケ谷市粟野806番地68
債務者　白井　一政
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４８号
千葉県柏市光ケ丘団地３番２－104号
債務者　菊川絵理子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７６号
千葉県柏市柏４丁目６番19号　メゾン柏１－105号
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部